

平成 18 年 3 月 20 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 19 条の 3 第 3 項に規定する医療費支給認定を受けた同法第 6 条の 2 第 2 項に規定する小児慢性特定疾病児童等（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図り、もって小児慢性特定疾病児童等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 この事業の実施主体は、岩国市とする。

(用具の種目及び給付対象者)

第 3 条 給付の対象となる用具の種目は別表第 1 の「種目」欄に掲げる用具とし、給付の対象者は同表の「対象者」欄に掲げる小児慢性特定疾病児童等とする。ただし、小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による施策の対象とはならない者に限る。

(給付の申請)

第 4 条 用具の給付を受けようとする対象者の保護者（以下「申請者」という。）が給付の申請に使用する書類は、次のとおりとする。

- (1) 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（第 1 号様式）
- (2) 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し

(給付の決定等)

第 5 条 市長は、前条の定めによる給付の申請を受けたときは、速やかに当該世帯を調査し、日常生活用具給付調査書（第 2 号様式）を作成の上、給付の要否を決定する。

2 市長は、前項の規定に基づき給付を決定したときは、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書（第 3 号様式）及び小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券（第 4 号様式）を、却下したときは小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付却下決定通知書（第 5 号様式）を申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第 6 条 対象者の扶養義務者は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部又は全部を負担するものとする。

2 前項により扶養義務者が負担する額の基準は、別表第 2 に定める額とする。

3 扶養義務者は、第 5 条第 2 項の規定により申請者が通知を受けた小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券を添えて、自己負担額を用具を納入する業者に支払うものとする。

第 7 条 用具を納入した業者は、用具の給付に要する費用から自己負担額を控除した金額を、前条第 3 項の小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券を添付し、市長に請求するものとする。

(用具の管理)

第 8 条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項に違反した場合には、市長は扶養義務者に対し、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳の整備)

第9条 市長は、本事業の実施運営に関し、給付台帳その他必要な帳簿を整備するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、合併前の岩国市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成17年岩国市制定）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

種目	対象者	性能等	限度額 (単位：円)	耐用 年数
便器	<u>常時介護を要する者</u>	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの(手すりを付けることができる。)	4,810	8年
特殊マット	<u>寝たきりの状態にある者</u>	<small>じょくそ</small> 褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	21,170	5年
特殊便器	<u>上肢機能に障害のある者</u>	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	163,300	8年
特殊寝台	<u>寝たきりの状態にある者</u>	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	166,320	8年
歩行支援用具	<u>下肢が不自由な者</u>	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移動動作の補助、段差解消等の用具となるもの	64,800	8年
入浴補助用具	<u>入浴に介助を要する者</u>	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	97,200	8年
特殊尿器	<u>自力で排尿できない者</u>	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介護者が容易に使用し得るもの	72,360	5年
体位変換器	<u>寝たきりの状態にある者</u>	介護者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,200	5年
車いす	<u>下肢が不自由な者</u>	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	76,030	5年
頭部保護帽	<u>発作等により頻繁に転倒する者</u>	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,130	3年
電気式たん吸引器	<u>呼吸器機能に障害のある者</u>	小児慢性特定疾病児童等又は介護者が容易に使用し得るもの	60,910	5年

クール ベスト	<u>体温調節が著しく難しい者</u>	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	21,600	1年
紫外線 カット クリーム	<u>紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者</u>	紫外線をカットできるもの ※ただし、市長が負担する限度額は、1年分の額を上限とする。	40,820	—
ネブライザー (吸入器)	<u>呼吸器機能に障害のある者</u>	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	38,880	5年
パルス オキシメーター	<u>人工呼吸器の装着が必要な者</u>	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。	170,100	5年
ストーマ 装具 (蓄便袋)	<u>人工肛門を造設した者</u>	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。 ※ただし、市長が負担する限度額は、1年分の額を上限とする。	111,460	—
ストーマ 装具 (蓄尿袋)	<u>人工膀胱を造設した者</u>	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。 ※ただし、市長が負担する限度額は、1年分の額を上限とする。	146,450	—
人工鼻	<u>人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者</u>	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。 ※ただし、市長が負担する限度額は、1年分の額を上限とする。	126,360	—

別表第2 (第6条関係)

徴収基準額表

(単位:円)

階層 区分	世帯の階層(細)区分			徴収基準 月 額	徴収基準 加算月額
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。) <u>及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯</u>			0	0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			1,100	110
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	C1階層	2,250	230
		所得割の額のある世帯	C2階層	2,900	290
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額2,400円以下	D1階層	3,450	350
		2,401~4,800円	D2 "	3,800	380
		4,801~8,400円	D3 "	4,250	430
		8,401~12,000円	D4 "	4,700	470
		12,001~16,200円	D5 "	5,500	550
		16,201~21,000円	D6 "	6,250	630
		21,001~46,200円	D7 "	8,100	810
		46,201~60,000円	D8 "	9,350	940
		60,001~78,000円	D9 "	11,550	1,160
		78,001~100,500円	D10 "	13,750	1,380
		100,501~190,000円	D11 "	17,850	1,790
		190,001~299,500円	D12 "	22,000	2,200
		299,501~831,900円	D13 "	26,150	2,620
		831,901~1,467,000円	D14 "	40,350	4,040
		1,467,001~1,632,000円	D15 "	42,500	4,250
		1,632,001~2,302,900円	D16 "	51,450	5,150
		2,302,901~3,117,000円	D17 "	61,250	6,130
		3,117,001~4,173,000円	D18 "	71,900	7,190
		4,173,001円以上	D19 "	全 額	左の徴収基準月額 の10%。 ただし、その額が

					8,560 円 に満たない場合は 8,560 円
--	--	--	--	--	--------------------------------

備 考

1 徴収月額の特例

- (1) A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表第2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。
- (2) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- (3) 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指し、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯はもちろんのこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」とは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）及び兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情があるとして、特に扶養の義務を負わせたものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる所得税額等は、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額（ただし、所得税の額を計算する場合には、次の規定は適用しない。）、地方税法（昭和25年法律第226号）により賦課される市町村民税の額（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援

給付」という。)をいう。

- (ア) 所得税法第 78 条第 1 項、第 2 項第 1 号、第 2 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）及び第 3 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）、第 92 条第 1 項並びに第 95 条第 1 項から第 3 項までの規定
- (イ) 租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 3 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 3 項並びに第 41 条の 19 の 5 第 1 項の規定
- (ウ) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 23 号）附則第 12 条の規定
- (エ) 所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年度法律第 5 号）附則第 59 条第 1 項及び第 60 条第 1 項の規定

エ 生活保護については現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第 323 条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年 7 月 1 日を起点として取り扱うものとする。

3 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して市長が定める額とする。